

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ N P O 法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンネ1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆 ■ 梅林宏道 編集責任者 ■ 湯浅一郎、田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

NATOサミットと 米ロ・サミット

米ロ、MDで対立 軍縮への朗報なし 問われるヨーロッパの自立性

4月2～4日、ブカレスト（ルーマニア）においてNATOサミットが開催され、ついで4月5～6日、ソチ（ロシア）において米ロ・サミットが開催された。NATOの東方拡大とミサイル防衛問題が米ロ間の緊張を高め、軍縮問題に注目すべき進展は見られなかった。2010年のNPT再検討委員会に向けて、NATOの核軍縮を要求してきたNGOの努力は来年のNATO60周年サミットに向けられる。

米ロ不信のサイクル

冷戦が終結したとき、ヨーロッパは緊張緩和と軍縮へのまたとない機会を手にした。冷戦終了の直後に達成された欧州通常戦力条約（CFE）、オープンスカイ条約はそれを象徴する成果であったが、これらの条約体制は将来の長期にわたる欧州地域の軍縮と平和の基礎となるものであった。この貴重な成果の上に、新しいヨーロッパの平和安全保障体制を発展させることが可能であった。にもかかわらず、米国は、ロシアが体力を失った冷戦後の時期をとらえて露骨な国益追求に走った。NATO（北大西洋条約機構）加盟のヨーロッパ諸国は、それに抗する力をもたなかった。

4月2～4日にブカレスト（ルーマニア）において開催されたNATOサミットと、それに続いて4月5～6日にソチ（ロシア）において開催された米ロ・サミットの結果は、冷戦後20年になろうとするこの失われた年月が、もはや東西の緊張の拡大が不可避となる新時代をもたらしつつある、という危惧を抱かせるものであった。ソチ・サミットにおいて米ロは表面的な協力関係の維持を表明したが、背後では、両国は自国が優位となる既成事実を固める姿勢を隠さなかった。不信が基礎となる時代を迎えているのである。

米国の側でそれを示す政策は、露骨なNATOの東方拡大とチェコとポーランドへのミサイル防衛基地建設の強行である。

ロシアの側でそれを示す政策は、CFEの効力停止を圧力とし、また中距離核戦力（INF）全廃条約の国際化提案によって軍事バランスの回復を狙いつつ、自国の核戦力の近代化を急ぐことであろう。

NATO東方拡大

東西対決時代の軍事同盟であるNATOを解消するのではなく東方に拡大するという政策は、冷戦後における米国のもっとも誤った政策であると言えるであろう。ブカレスト・サミットにおいて、NATOはバルカン半島のクロアチアとアルバニアの新規加盟を承認した。これによってNATO加盟国は28となった（2ペー

今号の内容

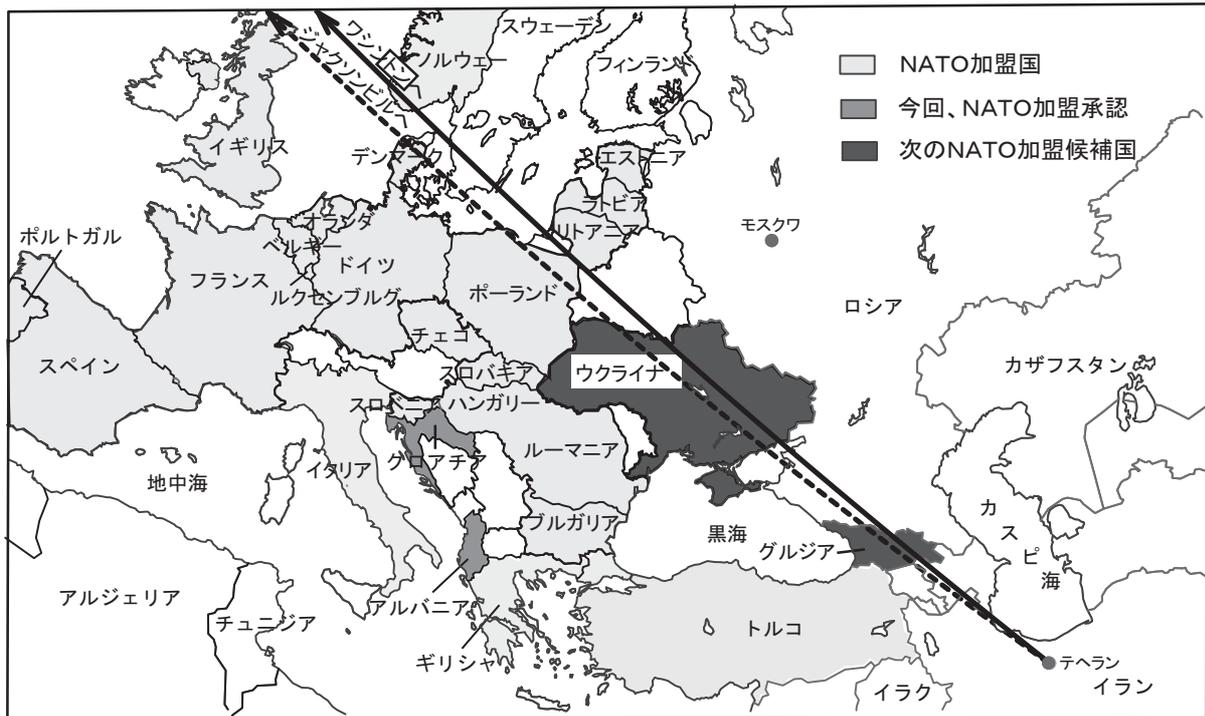
NATOブカレスト・サミットと 米ロサミット

〔資料〕ブカレスト・サミット宣言（抜粋訳）
米ロ戦略枠組み宣言（抜粋訳）

米印核協力協定、 インド国内での反対続く

派遣カンパ：ジュネーブ報告 吉田遼

NATO加盟国とイランから米国東海岸に向かう大圏コース



ジの地図を参照) 04年以來の第3次東方拡大であり、合計7か国の東方拡大となる。

しかし、ブカレストにおける東方拡大問題のハイライトは、実はこの2か国ではなかった。米国は、ウクライナとグルジアの加盟のために動いていた。両国政府はNATO加盟を熱心に申請しているが、国内世論は必ずしも一致していない。ブッシュ大統領はブカレストに向かう途上の4月1日、ウクライナの首都キエフを訪問し、ユーシェンコ大統領などと会談して加盟への強い支持を表明した。しかし、フランス、ドイツなどはロシアの強い反発を招くであろうこの動きに慎重であった。

結果としてNATOサミットは「ウクライナとグルジアの将来における」加盟を承認するであろうと述べるとともに、「両国が加盟国アクション・プラン(MAP)に参加する道がNATO加盟への次のステップとなる」と事実上の先送り」を決定した(ブカレスト宣言第23節)。

欧州防衛と米国防衛

NATOにおけるミサイル防衛(MD)論議は、常に二つの側面をもっている。欧州の安全を確保する手段であるという地域MDの論理と米国との同盟関係を維持し米国の抑止力をつなぎ止めるために米本土防衛に協力するという大西洋同盟の論理である。この二つはロシアとの関係において相容れない要素を含んでいる。NATOはロシアとどわかれINF禁止が国際化すればNATOも基本的にそれに反対する理由はない) 欧州の地域MDはロシアと共通の地域MDとして構想することが可能であるし、有効である。しかし、米本土防衛のためのMDにNATOが協力するとなると話は別であり、米国とロシアの戦略的関係において、それはロシアを著しく弱い立場に追い込むことになる。

4月3日のブカレスト宣言は、基本的に米国のMD政策を支持し、米国のMD基地をチェコとポーランドに設置することに支持

を表明した。「欧州に配備が計画されている合衆国のミサイル防衛施設・部隊は、同盟諸国を長距離弾道ミサイルから守ることに重要な貢献をする」と認識している(第37節、3ページ抄訳参照) この背後にある論理は、中東から発射された弾道ミサイルは、東欧上空を通過して米本土に到達するという事情に基礎を置いている。一例として、上の地図にはテヘラン(イラン)から米国東海岸の主要目標に向かうミサイルの大圏コースを描いておいた。本当にミサイル脅威があるのかどうかはさておいて、なぜ、チェコとポーランドに基地を置くのかが分かるであろう。

ロシアは、チェコとポーランドへの米MD基地設置に強く反対してきたが、NATOのロシアに対する説得も米国の路線に沿ったものであり、欧州の主体性は発揮されなかった。ブカレスト宣言は、「ロシア連邦が合衆国のミサイル防衛協力の提案を利用することを薦める。また、我々は、適切な時期に合衆国、NATOおよびロシアのミサイル防衛システムをリンクする可能性を追求する用意がある」と述べている(第38節)これがロシアの懸念に応えるものでないことは、後述するソチ・サミットの結果を待つまでもなく予想できることであった。

米国とチェコは、会議の途中である4月3日に、あからさまに両国がミサイル追尾レーダー基地設置のための協定に基本合意し、5月早々にも署名すると発表した。(4月28日、署名はライス國務長官の日程調整のため6月に延期されると発表された²⁾)

NATO核政策に変化なし

中堅国家構想(MPI)をはじめ多くのNGOは、世界的な核軍縮を先導する課題として、NATOの核政策、どわかれ米国の核爆弾の欧州配備と共同使用を定めた核分担(ニュークリア・シェアリング)政策の変更を要求してきた。2010年のNPT再検討会議に向かつて、NGOはこの要求を一つの中心テーマに据えている。そのようなNGOの努力に応えて、ベルギーやドイツの

議会においてはブカレスト・サミットでこの問題を取り上げるよう要求する動きが生みだされた。しかし、ブカレスト宣言はこの問題に完全に沈黙を保った。のみならず、4月末にジュネーブで開かれようとしている2010年NPT再検討会議第2回準備委員会を意識して、NATOがNPTの核軍縮義務を忠実に果たしていることを強調し批判を封じる行動をとった。すなわちフランスが先日のサルコジ大統領演説によって保有核弾頭を300発以下に削減し、イギリスがトライデント更新を決定する代わりに弾頭数を160以下に減らし、米国の保有核兵器は冷戦期ピーク時の4分の1に減り、NATO配備の戦術核兵器も10分の1に減ったと、弾頭数の削減ばかりを強調した(第40節)。

しかし、現在問われている最も重要な問題は、核兵器が国家安全保障に不可欠であるという考え方そのものであり、その考えを放棄しない限り、核兵器の拡散と使用を防止する有効な論理と手段を構築することができないという点である。キッシンジャー、シュルツ、ペリー、ナンらの声明「核兵器のない世界へ」

は、政策担当経験者内部から、このようなパラダイム変更を訴え始めたことに意味がある。

積極的に読むならば、ブカレスト宣言が「NATOは軍備管理、軍縮および不拡散の分野における国際的な努力に寄与し続けるべきであり、我々は常設会議に、これらの問題についての活発な検討を続ける仕事を課す(第39節)と書いていることは、核分担政策を含むNATOの核政策の変更を模索する議論が今後も継続する手がかりが、ここに表明されていると考えられるであろう。

NATO核政策の変更を求めるNGOの努力は、来年開催されるNATO60周年サミットを目標に据えて再出発することになる。

MDとCFE

NATOのブカレスト・サミットはロシアとの関係悪化が昂進することを表面的には避けながら、大西洋同盟として米国との関係重視を貫いた。そして、続くソチにおける米ロ・サミットに少し

資料1

ブカレスト・サミット宣言(抜粋訳)
NATO理事会(NAC)2008年4月3日
ブカレスト(ルーマニア)

37 弾道ミサイルの拡散は、同盟諸国の軍隊、領域、人民に対する脅威を増大させる。ミサイル防衛はこうした脅威に対抗するより広い応答の一部を形成する。それゆえ我々は、欧州に配備が計画されている合衆国のミサイル防衛施設・部隊は、同盟諸国を長距離弾道ミサイルから守ることに重要な貢献をすると認識している。我々は、それが将来のNATOの広域ミサイル防衛構造にしっかりと組み込まれた一部分になることを保証する方法として、この能力を現在のNATOのミサイル防衛努力とリンクする方法を追求している。NATOの結束と同盟安全保障の不可分原則に留意しながら、我々は、合衆国のシステムによってはカバーされない同盟軍の領域と人口のすべてをカバーするような包括的ミサイル防衛構造のためのオプションを開発し、将来の政治的な決定に情報を与えるよう常設会議に作業を課す。この作業は、2009年のNATOのサミットで検討されるためのものである。

38 さらに、我々はすでに進行しているNATOとロシアのミサイル防衛協力を強化するための取り組みを賞賛する。我々は、どのような懸念をも弱めるために、最大限の透明性と相互の信頼醸成措置を実現することを誓約する。我々は、ロシア連邦が合衆国のミサイル防衛協力の提案を利用することを薦める。また、我々は、適切な時期に合衆国、NATOおよびロシアのミサイル防衛システムをリンクする可能性を追求する用意がある。

39 我々は、軍備管理、軍縮および不拡散が、平和と安全および安定にとって重要な貢

献をし続けるであろうこと、また同様に、大量破壊兵器とその運搬手段の拡散と使用の防止に重要な貢献をし続けるであろうことを、改めて断言する。我々は、NATOのこの分野における業績を強調した報告書が我々のために作成されたことに注目した。安全保障問題に対するより広い反応の一部として、NATOは軍備管理、軍縮および不拡散の分野における国際的な努力に寄与し続けるべきであり、我々は常設会議に、これらの問題についての活発な検討を続ける仕事を課す。

40 同盟は、冷戦時の水準から通常兵力を著しく削減し、また、NATOに配備された核兵器の90%以上を削減した。また、同盟各国も核兵器保有量を縮小した。フランスは、その核システムの種類を2つに減らし、核の運搬手段の数を半分以上削減し、核弾頭数を300以下に削減するであろうと発表した。その際、作戦用以外には核弾頭をもっていないことも明らかにした。英国は、核システムを1つに減らし、保有核兵器の威力を75%削減し、作戦上利用可能な核弾頭を160以下にした。合衆国は、その核兵器備蓄を冷戦ピーク時の25%以下に削減し、NATOに配備された戦術核兵器をほぼ90%削減した。

41 我々は、イランの核と弾道ミサイルプログラムの拡散の危険について深く憂慮し続けている。我々は、イランに対し国連安保理決議1696、1737、1747および1803を完全遵守するよう要求する。さらに我々は、朝鮮民主主義人民共和国の拡散活動を深く憂慮するものであり、国連安保理決議1718を完全遵守するよう同国に要求する。同盟国は、核不拡散条約のような既存の多国間の不拡散協定への支持を改めて断言し、核不拡散条約へのあらゆる国の遵守、国際原子力機関(IAEA)の保障措置協定追加議定書へのあらゆる国の加盟、そしてまた国連安保理決議1540の完全遵守を要求する。同盟国は、強い支持を再表明し、したがって自身が拘束さ

れている不拡散に関する諸協定や関連国連安保理決議を履行する努力を倍加することに合意する。

42 2006年のリガ・サミット宣言の第42節や、ウィーンで開かれた欧州通常戦略条約臨時会議での同盟国による最終声明、そして、その後の発展を反映した同盟の諸声明に含まれている(NATO)同盟の立場に表明されているように、我々は2008年3月28日のNATO理事会の声明を完全に支持し、同盟のCFE条約体制に対する誓約を強く再確認する。我々はCFE条約体制に対し、そのもつすべての要素とともに最も高い価値を置き、ヨーロッパ大西洋安全保障の基礎として、付随体制を含むCFE条約の戦略的重要性を強調する。我々は、ロシア連邦がCFE条約下における法的義務の一方的な一時停止を継続していることを深く憂慮している。この行動は、CFE条約体制の長期的な実行可能性を保存するという我々の共通の目的に寄与するものではなく、我々は、ロシア連邦に条約履行を再開するよう要求する。ロシアが履行しないのにNATOのCFE加盟国が条約を履行するという現在の状況は、無期限に続くことはできない。我々は、NATO同盟国によるCFE適合条約の批准措置とロシア連邦によるグルジアとモルドバ共和国に関する懸念の約束などに関する措置という主要問題への並行アクションというワンセットの建設的で前向きな提案を行った。我々は、これらの提案が、ロシアが表明している懸念のすべてに対処できるものであることを信じる。我々がともにこの画期的な体制の利点を維持できるように、我々は、ロシア当局が我々と協力するように促すとともに、他の関係するCFE加盟国が並行アクションのパッケージを基礎に合意に達するように促す。

(訳: 吉田遼、ピースデポ)

でも関係改善を期待した。

しかし、予想通りソチ会談によって基本問題における溝は埋まらなかった。ソチ会談の成果として両国は「米口戦略枠組み宣言」(下に抜粋訳)を発表したが、MDとCFE条約について両国の相違点が明確に盛り込まれた。相違点を明確にすることによって、両国はそれぞれが背後で進めている政策の合理化を図ったと見ることができる。

MDIに関して、枠組み宣言は「ロシア側は、ポーランド及びチェコ共和国にミサイル基地を設置するという決定に合意しないことを明確にした。ロシアは妥協策として、ポーランドとチェコのMD基地に監視要因を置くことを提案しているが、これは米国の問題というよりもポーランドとチェコの対ロシアの外交問題であり、簡単ではない要求である。ロシアは戦域ミサイル防衛についてのNATOとの協力の余地を残しつつ、あくまでも戦略

ミサイル防衛には反対する姿勢を貫くであろう。

CFEの扱いに関しても、懸案の対立は解消しなかった。ロシアなどCIS(独立国家共同体)加盟国がとくに批准しているCFE適合条約にNATO加盟国が早期に批准するよう要求しているが、NATOは前提としてロシア軍のチェチェンなどからの撤退を要求している。両者は、妥協点を見つけることによってロシアの一方的CFE効力停止が撤回されるような一括解決を追求することに合意したが、その中身は不明である。

START以後への手がかり

あまり注目されていないようであるが、枠組み宣言には一つの注目すべき合意が記されている。それは、戦略核兵器の削減について、START(戦略兵器削減条約)が基礎であり、モスクワ条約(SORT、戦略攻撃力削減条約)は追加的なものであ

資料2

米口戦略枠組み宣言(抜粋訳)
2008年4月6日
ソチ(ロシア)

米口間の新しい関係に関する2001年11月13日の共同声明ならびに2002年5月24日の共同宣言を想起しつつ、我々は、米口両国がお互いを敵あるいは戦略的脅威と見なしていた時代は終わったことを再確認する。我々は、「ロシアにとって良いことはアメリカにとって悪い」、逆もまた同じ、という冷戦のゼロ・サム思考を捨てる。むしろ我々は、米口関係を戦略的競争から戦略的パートナーシップに前進させ、21世紀の地球的課題に対処するために、共に、また他の国々とも協力して取り組むことに専念する。我々は、安全保障の促進におけるパートナーとして協力し、国際テロリズムや大量破壊兵器の拡散といった我々の直面する平和に対する脅威に共に立ち向かっていくつもりである。我々は、国際の安全及び平和で自由な世界の追求において揺るがず、また結束し続けるという我々の国民に対する、そして国際社会に対する共同の責任を負っていることを認識し、二国間ベースと国際協議の両方を通じて恒久平和を構築する決意である。我々の間で一致しない場合は、相互尊重の精神のもとにそれらの解決に向けて努力する。

(中略)

安全保障を促進する

今日の安全保障環境が冷戦時とは根本的に異なることを我々は認識している。我々は、相互破壊の予測に焦点をあてた過去の戦略的原則を乗り越え、両国が直面する真の危険に焦点を絞らなければならない。これらには、とりわけ大量破壊兵器及びそれらの運搬手段の拡散の脅威が含まれる。我々の戦略的関係の本質的变化を反映して、我々

はこれらの新たな、出現しつつある試練に対抗する措置を共同で講じていく。

・START以後

両国の国家安全保障の求めるところや同盟国への責任に反しない形で、我々は、可能な限り低レベルに戦略的攻撃力を削減するとの意図を繰り返し述べてきた。

戦略的攻撃力の実質的削減は、START条約の下で実施されてきた。この文脈において、同条約は鍵となる法的枠組みとして機能してきた。モスクワ条約はそれに追加する重要措置であり、引き続き有効である。我々は、START後の法的拘束力のある取り決めについて引き続き検討を進める。

我々は核不拡散条約(NPT)の目標に完全に責任を負っており、我々が追求している取り決めはNPT第6条の下での誓約を履行するうえでのさらなる一步になると考えている。

・ミサイル防衛

我々はミサイル防衛問題について議論した。両国はともに、ロシア、米国、欧州が平等なパートナーとして参加するかたちで、潜在的なミサイルの脅威に対応するためのシステムを創設していくことに関心を示した。

ロシア側は、ポーランド及びチェコ共和国にミサイル基地を設置するという決定に合意しないことを明確にし、代替案を再度説明した。にもかかわらず、ロシアは、米国が提案した措置を評価し、このような措置が合意され履行されることは重要であり、ロシアの懸念を緩和するうえで役立つであろうと明言した。

我々はソチ以降も、二国間と多国間の両方で、ミサイル防衛協力に関する対話を強化していくことで合意した。

・INF条約

第62国連総会における中距離核戦力(INF)条約に関する共同声明に留意しつつ、我々は、現在ならびに将来の中距

離・短距離弾道ミサイル及び巡航ミサイルの脅威と、それらに対処するための保有兵器リストのオプションについて分析を行うハイレベルの協議を行う。

・武器販売

我々は、地域及び国際の安全と安定に貢献するために、通常兵器の非合法取引や不安定化をまねくような蓄積を阻止するよう完全な責任を負っている。米国とロシアは、このような武器の移転が我々の目標に害となる軍事能力の発展や強化に寄与することのないよう、また、通常兵器をテロリストの手に渡らせないよう協力する。

・防衛技術協力

我々は、防衛技術協力協定についての取り決めについて最終合意する。この協定は、簡易爆発装置(IED)への対抗措置などを含む広範囲の協力プロジェクトや、国際安全保障に対する新たな脅威に対抗するための他の重要軍事技術に関する協力に向けた、法的枠組みを提供することによって米口技術協力の促進をもたらすものである。

我々は、可能なあらゆる機会に両国の協力を強化すべく、国連はもちろん、NATO・ロシア理事会やG8などの国際・地域機構と協力しつつ、中東和平、6か国プロセスを通じた北東アジアの安全と安定、アフガニスタン、イラン、イラク、そして世界のあらゆる地域の安全と安定を追求することを含め、我々の直面するすべての主要な国際問題において緊密に協力することを決意する。

NATO拡大、欧州通常戦力条約(CFE)体制の実効性の回復と全締約国のCFE適合条約への迅速な批准とを可能にする一括解決案の作成、また宇宙における特定の軍事行動など、我々の政策が一致しない分野での深刻な相違点について、我々はそれらを解決するべく力を合わせる。

(後略)

(訳:ピースデポ)

るとい認識を示した上で、「START後の法的拘束力のある取り決めについて引き続き検討を進める」と述べていることである。STARTとSORTの重要な差異は、SORTに検証システムが備わっていないことであり、2009年にSTARTが失効した以後の核戦力の透明性が懸念されていた。これと関連して、SORTに関しては削減され作戦配備からはずされた弾頭の保存が許される点も重要な後退であると認識されてきた。

したがって、START失効後の体制をSORTの継続とすることではなく、新しい取り決めを交渉するという枠組み宣言の動き

は、重要な意味を持っておりこれを積極的に進めさせることが重要である。(梅林宏道)

注

1 ロシアのCFE効力停止や核戦力近代化の動きについては本誌第297号(08年2月1日)参照。

2 4月28日、ブラハ発AFP。

米印核協力協定

インド国内の 反対が続く

核不拡散条約(NPT)の枠外にあるインドへの核協力を可能にする米印協定は、インド国内の根強い反発を受けて、いまだ実現の見通しが立っていない。本誌294号で詳説したように、残る法的ハードルは、国際原子力機関(IAEA)とインド間の保障措置協定の締結、核供給国グループ(NSG)ガイドラインの改訂、米議会による米印協定の承認、の3つである。本稿では、この問題をめぐる状況をアップデートする。

インド左派の抵抗

詳細は明らかになっていないが、インド政府とIAEAは保障措置協定の文面について合意したと伝えられる。インドの連立政権「統一進歩同盟(UPA)」は、協定の内容について承認をとりつけるべく、閣外協力を行っている左派4政党との協議を重ねている。しかし左派勢力の反対姿勢は変わらず、IAEA理事会(35か国)での保障措置協定承認というプロセスに進めずにいる。NSGについては、年次総会が5月19日から22日にベルリンで開かれる予定であるが、こうしたインド国内情勢の現状を見る限り、その場でガイドライン改訂の結論が出される可能性は低いといえよう。

の米議会との関連では、大統領選とのからみで「タイムリミット」がささやかれ続けている。ブッシュ政権には、インド国内世論の決着を経て、5月、6月にIAEA、NSGのプロセスを完了し、大統領選に向けた動きが本格的に始まる7月には米議会での承認を済ませたい、という意向がある。次期大統領有力候補のクリントン、オバマ、マケインはいずれも06年12月18日成立の「ヘンリー・ハイド法」(「米印核平和利用協力法」公法109-401)を支持した議員であるが、大統領として来年以降もこの協定の実現を追求していくとの保証はない。もちろんインド国内の政治状況は流動的であり、楽観はできないが、日を追うごとに米印核協定をめぐる困難さが増していることは間違いない。

123協定とハイド法

米政権の苛立ちと焦りは、こんな発言にも見受けられる。リチャード・パウチャー国務次官補(南・中央アジア担当)は、「インドと米国に拘束力を持つのは123協定(「核エネルギーの平

和利用に関するアメリカ合衆国とインド政府の間の協力協定)」であり、ハイド法ではない」と述べたと伝えられる¹。

本誌286・7号で解説したように、米印両国が昨年7月に合意した123協定は、ハイド法に違反して米国がインドに対し大幅に譲歩したものである。その最大の問題点の一つが、核実験が行われた際の対処である。インドが核爆発実験を行った場合には、米国は核協力を停止しなければならないとハイド法は明確に定めているが、123協定にはそのような規定はなく、そもそも「実験」という文言すら含まれていない。インド政府は、米印協定が同国の主権をおびやかすものではないと繰り返し説明しているが、インド国内の反対勢力は、「国内法に従って」実施していくと謳った123協定第2条を根拠に、協定の締結が将来的な核爆発実験再開に関するインドの権利に縛りを与える、と主張し続けている。

去る2月13日、ライス国務長官は下院外交委員会公聴会において、ハイド法の条件及び規制に「完全に合致した」かたちでのNSGガイドラインの変更を支持する、と述べている²。パウチャー国務次官補の発言は、こうしたライス証言とも矛盾するものであり、インド国内の反対議論を押しさえ込むための詭弁として、UPA政権が繰り返し使うレトリックと軌を一にするものである。

NAMの懸念表明

先行き不透明な状況の一方、「我々が米印核協定は死んだ、と宣言することなど決してない(ペリノ・ホワイトハウス報道官。4月28日)」に象徴されるように、米国は協定実現に向けた強気な発言を繰り返している。その背景の一つに、ロシア、フランス、英国といった核兵器国からの強い支持がある。フランスは06年2月、ロシアは07年1月に、それぞれインドとの核協定に署名している。また中国もNSGにおいて反対しない意を表明したと伝えられる。他のNSG参加国はこれらの国際圧力に晒されている。

こうしたなか、4月28日から5月9日にかけて、ジュネーブで開催されたNPT再検討会議準備委員会では、多くの国が米印核協定に対する懸念を直接的、間接的に表明した。4月28日、国

連加盟国の実に3分の2を占める非同盟諸国(NAM)を代表して演説したインドネシアは、「NPTを締結していない国に対して、例外なく、いかなる核関連の機材、情報、物質、設備、資源、機器の移転、及び核関連の科学的・技術的分野における支援提供は完全に禁止すべき」と昨年同様の主張を行った。さらに、協定が保障措置下に置かれない施設への核物質の移転を可能にするとして、「近年の進展、とりわけ核兵器国とNPT未加盟国の間で署名された核協力協定は、重大な懸念事項である」と明言した⁴。同様に、NAMの主要国でありまた新アジェンダ連合(NAC)の一員でもあるエジプトは、4月28日の一般演説において、「公言されている動機や意向にかかわらず、こうした協定が、包括的保障措置協定を受け入れていない非核兵器国との間で新たな核供給の取り決めを行わないとした1995年の再検討・延長会議での合意(決定2、第12項)に反するとし、「条約の枠内に留まることに価値を見出している非核兵器国のあいだに深刻な疑念を生じさせる」と協定の見直しの必要性に言及した⁵。

また、カナダは、5月5日の地域問題のセッションでインドへの核協力に触れ、「いかなる進展も国際的な不拡散及び軍縮体

制を弱めるものとならないことを望む。供給の条件については、NPT加盟国が現在既にとっている姿勢を想起したい」とNSGのガイドライン変更可否的考えを示した⁶。

米印原子力協定に関連して、NSGで反対しないよう国内外からの強い圧力を受けている国の一つが、全世界で使用されるウランの約40%を占める主要産出国オーストラリアである。07年11月の総選挙に勝利し誕生したラッド党首率いる労働党政権は、NPT未加盟国に対するウラン供給を約束したハワード前首相の政策を覆し、インドへのウラン売却を禁止する決定を行った。イラクからの部隊撤退など、プッシュ政権と一線を画す動きが顕著であることから、NSGでのガイドライン改訂にも反対するのではないかと見方がされている。米印協定に関する具体的な言及はなされなかったものの、4月28日の一般演説のなかで、「核不拡散における供給国の重要な役割を認識している」と述べたオーストラリアは、非核兵器国への供給条件としてIAEA追加議定書の受諾を同国が求めていることを紹介し、他の供給国にも同様の措置を講じるよう強く奨励した⁷。

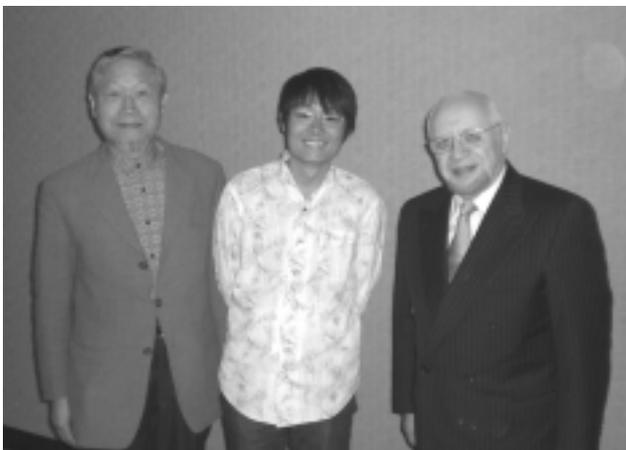
ピースデポ
海外派遣
プロジェクト

NPT再検討会議
第2回準備委員会(ジュネーブ)
参加報告

国際平和NGOの 「平和を創る取り組み」 の力強さを実感

吉田 遼(セイピース・プロジェクト)

私は今回、ピースデポの海外派遣プロジェクトによる財政的なご支援を頂いて、スイスのジュネーブで開かれた2010年のNPT再検討会議に向けた第2回準備委員会(4月28日～5月9日)に参加する機会に恵まれました。4月24日に日本を発って翌日にジュネーブに着き、オリエンテーションを含めて6日間、NPTの国際会議とそれと並行して行



国際司法裁判所の前所長のベジャウイさんと、右からベジャウイ氏、筆者、梅林宏道氏(ピースデポ特別顧問)。(2008年5月1日、ジュネーブ・ウォーウィック・ホテルにて)

れたNGOによるイベントなどに参加しました。

この数年、「セイピースプロジェクト」という10代・20代の若者による小さな平和NGOを立ち上げて活動しながら、世界に戦争や暴力が満ちる時代の中で、いま求められている「平和を創るための取り組み」とはどのようなものなのだろうか、という問いを抱えてきた私にとって、今回のジュネーブでの経験は、新しい視野を開いてくれる、とても有意義なものとなりました。

NPTの会議に参加して、まず最初に驚いたのは、各国政府の代表だけでなくNGOもまた会議の構成員となっているという単純な事実でした。それは、NGOの関わりが形式に止まらない実質的な影響力を持つものなのだ、ということに対する驚きでした。

例えば、NGOが話を聞きたい国の政府代表を呼んで「ガバメント・ブリーフィング」の場で話をさせることができるということは、NGOのネットワークの実力を感じさせるに十分なものでした。さらに、4月29日の午後には、ロシア政府が自らの主催でブリーフィングを行い、アメリカやNATOによるミサイル防衛施設・部隊の配備に対する懸念と昨年ブーチン大統領が脱退を示唆したINF条約(中距離核戦力全廃条約)に対する態度を説明し、NGOのリーダーたちから様々な質問や意見を受けることが行われましたが、このような機会がNGOと政府の間で持たれるということも、NGOの力量と政府との関係性を表しているのだと感じました。

また、核軍縮に向けた締約国の「誠実に交渉をおこなう」約束を明記したNPT第6条の解釈をめぐる、その法的拘束力を否定する見解に対抗するために、国際NGOは協力して国際司法裁判所(ICJ)に勧告的意見を出させるアクションを起こし、このことによって96年に「すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実にやり、完結させる義務が存在する」とする画期的な勧告的意見が引き出されました。5月1日には、当時のICJ所長であったモハメド・ベジャウイさんを招いてのシンポジウムが開かれました。このシンポジウム

日本政府の姿勢

こうした議論の経緯、またこの問題のNPT体制への深刻な影響にも関わらず、議長による会議のまとめの文書である「議長の実況報告」におけるこの問題の扱いは昨年同様に極めて小さいものであった。中東問題について述べたセクションのなかで、「IAEA保障措置システムの枠外にある国、とりわけイスラエルとのあいだの核協力についても懸念が表明された。締約国がNPT第 条を遵守しているか、とりわけ移転に関する義務を遵守しているかを監視することの必要性が強調された（第43節）との記述があるのみである⁸。

昨年、米印核協定について「慎重に検討していく」との従来姿勢を繰り返した日本には、今年の一般演説及び各クラスターにおける発言において、この問題に関し具体的に言及することさえしなかった。5月5日の地域問題に関する特別議題セッションで、日本は、インド及びパキスタンに対し、非核兵器国としてのNPT加盟、核実験モラトリアムの誓約、包括的核実験禁止条約（CTBT）署名批准、核分裂性物質生産禁止条約（FMT）早期交渉開始への協力及び生産モラトリアム宣言といった従来からの要求を繰り返すに留まった⁹。（中村桂子）

注

- 1 www.rediff.com/news/2008/apr/24ndeal.htm
- 2 economicstimes.indiatimes.com/PoliticsNation/Hyde_Act_will_haunt_nuclear_deal/articleshow/2783566.cms
- 3 www.whitehouse.gov/news/releases/2008/04/20080428-4.html
- 4 www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/statements/NAMApril28.pdf
- 5 www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/statements/EgyptApril28.pdf
- 6 www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/statements/Cluster2/may05canada_pm.pdf
- 7 www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/statements/AustraliaApril28.pdf
- 8 www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/WP/fact-sum.pdf
- 9 www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/statements/Cluster2/May5Japan.pdf

では、NGOが協力して再びICJに働きかけることが議論されましたが、このようにNPT再検討会議という国際会議での交渉や働きかけのみならず、ICJという国際機関を活用した取り組みを議論し実行していく、そのことによって実際に成果を勝ち取っていくという国際平和NGOの活動スタイルと手法は学ぶべきものが多いと感じました。このような平和NGOの力量は、80年代に盛り上がったヨーロッパにおける反核運動から続く経験に支えられているようでした。この点について梅林さんがしてくださったお話はとても印象的でした。80年代のヨーロッパでは「新冷戦」の下で米ソが核ミサイルを配備していくという事態が進行し、ヨーロッパが核戦争の戦場になるという危機感が高まったことを背景として、大規模な反核運動が起こります。そしてその盛り上がりは、反核運動が東欧の民主化運動やフェミニズムをはじめとする「新しい社会運動」と共鳴し共有されたことによって、可能となったものだったということでした。この80年代の反核運動は、その成果としてINF条約という形で国際的な合意の形成に寄与したのですが、それは、冷戦下における東欧と西欧の人びとがつながり合い、国境を越えて民主主義を求めていく動きを支えられると同時に、それを促進するものでもあったということだと思います。このことは、平和と民主主義を求めていく上で、国際的な条約や枠組みに働きかけることの意義を示しているのではないのでしょうか。今回、この時代の代表的な運動だったイギリスのグリナムコムの運動を担ったひとりであるレベッカ・ジョンソンさんとお会いする機会に恵まれました。彼女のようなリーダーは、まさに80年代から現在に至るまでヨーロッパの反核運動が積み上げてきた歴史と経験の象徴的なのだと感じました。

そして、そのことを理解したとき、改めて梅林さんをはじめ、ピースデポが日本で取り組んできた活動の意義と重要性を再認識させられる思いがしました。「平和のためのシンクタンク」としての地道な調査活動を通して、独自の情報を元にした専門的で質の高い議論と主張を展開できるピー



ジュネーブ市主催のレセプション・パーティー
（2008年4月28日、ジュネーブ市エナード宮にて）

ステポは、平和を目指して活動する世界の平和NGOの中で重要な一角を占める存在なのだとということがよく分かりました。梅林さんは、平和を目指す取り組みには「持続のための持続」ではなく「結果を得るための持続」が大切だ、と話してくださいました。昨年注目された、イラク給油問題をめぐって政府の見解の誤りを正したピースデポの貢献は、まさにその意義を示す達成だったのだと思います。

今後に向けて、私たち若い世代がこのような活動の意義を理解し、さらにこれを広げていくために頑張っていかなければいけないと思います。私自身もピースデポの皆様とともに、そしてセイピース・プロジェクトの仲間とともに、力を尽くしていきます。

最後になりましたが、私の派遣費用のためのカンパにご協力くださった皆様に、心から御礼を申し上げます。皆様に支えて頂いて得た今回の経験を、必ず今後を生かしていきたいと思っています。本当にありがとうございました。

日誌

2008 4 6 ~ 5 5

作成:塚田晋一郎

IAEA = 国際原子力機関、ICBM = 大陸間弾道ミサイル、MDA = (米)ミサイル防衛庁、MOX = ウラン・プルトニウム混合酸化物、NPT = 核不拡散条約

4月6日 ロシアのソチでプッシュ米大統領とプーチン露大統領会談(5日~)、「米口戦略枠組み宣言」を発表。(本号参照)

4月7日付 パキスタンのカーン博士、同国政府や軍が核拡散に関与した可能性を初めて示唆。

4月7日 米原子力空母ジョージ・ワシントンがバージニア州ノーフォーク基地を出港。8月に横須賀基地に到着予定。

4月7日 厚生労働省被爆者医療分科会、原爆症認定新基準に基づき63人全員を認定。

4月8日 アフマディネジャド・イラン大統領、ウラン濃縮遠心分離機6000基を来年3月までに設置する計画に着手したと表明。

4月9日 新田原基地(宮崎)に米軍用宿泊施設の建設予定が判明。訓練移転のために自衛隊基地に新施設を整備するのは全国初。

4月9日付 台湾の5月の政権交代に向け、キティホークなど米空母2隻が台湾近海で警戒を続けていることが判明。

4月11日 「原子力空母母港化の是非を問う住民投票を成功させる会」が住民投票条例制定を求め5万2417人分の署名を横須賀市に提出。

4月11日 日本政府、北朝鮮への経済制裁の半年延長を閣議決定。

4月11日 イラン、新たにウラン濃縮遠心分離機492基の稼働開始。

4月11日 福田首相とフィヨン仏首相会談。高速増殖炉「もんじゅ」を利用した技術開発など原子力分野の協力強化で合意。

4月16日 イランの核開発問題で安保理常任理事国と独の6カ国が上海で高官会合。

4月17日 名古屋高裁、自衛隊イラク派遣違憲判決。バグダッドを「戦闘地域」と認定し、イラク特措法、憲法9条違反と認める。

4月17日 プーチン露大統領、リビアを訪問。カダフィ大佐と会談。核エネルギー開発協力等を協議。露大統領のリビア訪問は初。

4月20日 海自インド洋給油活動の交代で、補給艦「ましゅう」と護衛艦「いかづち」が、舞鶴基地と横須賀基地をそれぞれ出航。

4月21日 福田首相と李明博韓国大統領会談。「一層成熟したパートナーシップ関係」を合意。年内の日中韓3首脳会議開催を表明。

4月22日 陸自練馬駐屯地所属自衛官による鹿児島タクシー運転手殺害事件発生。

4月23日 IAEA、イランの核兵器開発疑惑を解明するための手順に合意したと発表。

4月23日 経済産業省、電源開発(Jパワー)が申請していた大間原発(青森県、燃料にMOX燃料を使用)の設置を許可。

4月24日 米政府、昨年9月までシリアが秘密裏に原子炉を建設、北朝鮮がそれを支援していたことを確信したと表明。

4月25日 広島と長崎で被爆した北朝鮮の被爆者は07年度末時点で1911人、うち80%が既に死亡したと北朝鮮団体が調査発表。

4月26日 福田首相とプーチン露大統領が会談。北方領土問題の進展見通せず。

4月28日 2010年のNPT再検討会議に向けた準備委員会がジュネーブで始まる(5月9日)(本号参照)

4月30日付 中国の新型戦略原潜1隻の南沙海・海南島配備が明らかに。

5月3日 高村外相とクレシ・パキスタン外相会談。高村外相は479億円の円借款を表明する一方、核不拡散に努めるよう要請。

5月5日付 中国政府が昨年、日米中3カ国で北東アジア情勢を包括的に話し合う枠組みの創設を打診していたことが明らかに。

沖縄

4月2日 米原潜ヘレナがホワイトビーチに寄港。5日出港。

4月6日付 沖縄署、3月発生したタクシー強盗致傷事件で、在沖米兵の息子4人を送検。

4月7日 県、普天間代替アセスで沖縄防衛局によるサンゴ類等の採取申請を許可。

4月8日付 在日米軍が、沖縄県内にあった廃棄対象の日本製PCBを3月15日に横浜港から米本国に搬出していたことが判明。

4月9日 石破防衛相と町村官房長官、普天間飛行場の危険性除去策の再検討を初明言。普天間移設措置協議会(政府と沖縄県)で。

4月9日 鳥島射撃場の訓練水域外(南西、久米島方向)で、米海兵隊AV8ハリヤーが250キロ爆弾2発を誤投下。

4月10日 沖縄防衛局、普天間飛行場代替施設建設に伴い、キャンプ・シュワブ内にある既存の兵舎などの解体工事に着手。

4月11日付 日米政府、在日米兵の脱走が判明した場合、米軍が都道府県警への逮捕要請と情報提供することを合意。

4月14日 在沖米軍、米軍人の基地内と自宅以外での飲酒禁止措置を解除。外出禁止措置は継続。

4月17日 日米合同委員会、キャンプ・シュワブに舟艇整備工場等5施設建設を合意。

4月20日付 米海軍省が、グアム移転で日米合意している在沖海兵隊のハワイ移転を検討していることが判明。

海外派遣カンパ
合計332,000円、
ありがとうございました。

吉田遼さんのジュネーブ派遣のため、皆さまから目標額(30万)を超える332,000円のカンパをいただきました(5月9日現在)。ご協力ありがとうございました。(ピースデポ)

4月22日 キャンプ・ハンセンで不発弾処理による山火が発生。

4月22日 高村外相、普天間代替施設へのM V22オスプレイ配備の可能性に言及。24日には石破防衛相も言及。

4月24日 那覇地検、3月に発生した米兵の息子4人によるタクシー強盗致傷事件で、嘉手納基地所属の憲兵隊員を起訴。

4月24日 米海軍省、海兵隊グアム移転のマスタープランの概要を公表。

4月25日 「思いやり予算」特別協定案、衆院で承認。

4月25日 沖縄署、今年2月のフィリピン女性暴行と06年沖縄市タクシー強盗致傷の両事件の3容疑者を書類送検。

5月1日 米会計監査院(GAO)2014年完了予定の海兵隊グアム移転に遅れが出る可能性を示唆する報告書を上院に提出。

5月2日付 1~3月に県内で登録されたYナンバー3039台のうち、車庫証明書が添付されたのは4台のみだったことが判明。

今号の略語

CFE = 欧州通常戦力(条約)
CIS = 独立国家共同体
CTBT = 包括的核実験禁止条約
FMCT = 兵器用核分裂性物質生産禁止条約、カットオフ条約
IAEA = 国際原子力機関
INF = 中距離核戦力
MD = ミサイル防衛
NAC = 新アジェンダ連合
NAM = 非同盟運動(諸国)
NATO = 北大西洋条約機構
NPT = 核不拡散条約
NSG = 核供給国グループ
START = 戦略兵器削減条約
SORT = 戦略的攻撃力削減条約(モスクワ条約)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <QT04441@nifty.com> 塚田晋一郎 <tsukada@peacedepot.org> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一朗(ピースデポ)、津留佐和子、中村和子、華房孝年、薮玲子、吉田遼、梅林宏道